



各種健診を受診しましょう!

9月は健康増進普及月間です。町では9月から10月にかけて特定健康診査、後期高齢者医療健康診査、健康診査(健康増進法)、がん検診を実施しています。現在予約を受け付けています。予約方法は深谷市大里郡医師会メヂカルセンターの「予約受付専用ダイヤル」への電話予約となります。詳細は、本誌8月号をご覧ください。

また、寄居町国民健康保険および後期高齢者医療制度加入者を対象に、各種ドックの受診費用助成も実施しています。ぜひご活用いただき、ご自身とご家族の健康管理にお役立てください。

ドック助成の要件／

- 国保人間ドック
 - ①寄居町国民健康保険に加入してから1年を経過した方
 - ②受検日当日35歳以上の方
 - ③国民健康保険税を完納、または完納見込みの方
 - ④25年度内に脳ドック検診、特定健康診査を受診しない方

- 国保脳ドック
 - ①～③までは同じ
 - ④25年度内に人間ドック検診を受診しない方

- 後期高齢者人間ドック
 - ①後期高齢者医療保険料を完納、または完納見込みの方
 - ②25年度内に健康診査を受診しない方

助成額／25,000円以内

人間ドック検診機関(国民健康保険・後期高齢者医療)／

埼玉よりい病院(寄居町)・深谷市総合健診センター(深谷市)・籠原病院(熊谷市)・熊谷生協病院(熊谷市)・藤間病院(熊谷市)・小川赤十字病院(小川町)・埼玉成恵会病院(東松山市)・本庄総合病院(本庄市)

脳ドック検診機関(国民健康保険)／

埼玉よりい病院(寄居町)・磯部クリニック(深谷市)・籠原病院(熊谷市)・関東脳神経外科病院(熊谷市)・小川赤十字病院(小川町)

※各種検診、人間ドック、脳ドックは健康づくり・チャレンジポイントの高得点事業です!

問い合わせ／特定健診、後期高齢者健診、人間ドック・脳ドックについては保険年金課(☎581・2121内線113～115)、がん検診・健康診査については保健福祉総合センター(☎581・8500)へ。

寄居町国民健康保険加入の皆さんへ

9月に新しい被保険者証を

お送りします

現在交付されている寄居町国民健康保険の被保険者証(以下「保険証」という)の有効期限は、9月30日までとなっています。新しい保険証を9月中旬から世帯ごとに簡易書留郵便で郵送します(納税相談を要する世帯は除きます)。

保険証が届きましたら、記載されている内容を確認し、大切に保管してください。今までお使いの保険証は、期限が過ぎましたら裁断するなどして破棄してください。

なお、今回お送りする保険証の有効期限は、平成26年9月30日までとなっています。ただし、平成26年9月30日より前に75歳に到達する方や、退職被保険者で65歳に到達する方とその被扶養者(*)ならびに外国人住民の方は、有効期限が異なる場合があります。

また、高齢受給者証が交付されている方の医療機関等での窓口負担割合は、高齢受給者証に記載されている負担割合(1割、または3割)が適用になりますので、医療機関等の窓口では、必ず保険証と高齢受給者証を併せて提示してください。

*被扶養者とは：退職被保険者と同一世帯で、退職被保険者が生計を維持している3親等以内の親族

こんな方は必ず届け出を

〈社会保険等に加入した方〉

社会保険など他の健康保険に加入しましたら、国保脱退の届け出をお願いします。

届け出に必要なもの／新たに加入した社会保険の保険証等、町の国民健康保険の保険証、印鑑

〈退職者医療制度に該当する方〉

国民健康保険には退職者医療制度があります。この制度は、会社等を退職して年金を受けられる65歳未満の方とその被扶養者が対象となります。該当すると思われる方は、次の届け出をお願いします。

なお、届け出により退職者医療制度に該当しても、医療機関等での窓口負担や国民健康保険税の額は変わりません。

対象／次の①と②のいずれにも該当する方およびその被扶養者

- ①寄居町国民健康保険に加入する65歳未満の方
- ②厚生年金や各種共済年金を受けられる方で、その加入期間が20年以上、もしくは40歳以降10年以上の方

届け出に必要なもの／現在交付されている保険証、年金証書、印鑑

問い合わせ／保険年金課(☎581・2121内線113～115)へ。

完全予約制 肝炎ウイルス検診を実施します!

日本では、B型肝炎ウイルスに約150万人、C型肝炎ウイルスに約200万人が感染していると言われており、感染したまま放っておくと肝硬変や肝がんへ進行することがあります。初期の段階で発見して肝臓の状態を把握できれば、病気のコントロールが可能です。今までに肝炎ウイルス検査を受けたことのない方は、この機会にぜひご利用ください。
なお、完全予約制となりますので、事前のお申し込みがない場合は検診を受けることができませんのでご注意ください。

日時／10月27日(日)午前9時30分～午後2時
場所／保健福祉総合センター
対象／昭和49年4月1日以前に生まれた方で、今までに医療機関や町の健診等で肝炎ウイルス検査を受けたことがない方

※過去にB型肝炎・C型肝炎検査を受けたことがある方、またはB型肝炎・C型肝炎で現在医療機関に通院中、もしくは経過観察中の方は対象となりません。

定員／完全予約制100人(お申し込みいただいた方全員に後日通知します)
内容／血液検査(結果は後日郵送します)
費用／無料
受付期間／9月27日(金)まで
申込方法／次のいずれかの方法でお申し込みください。
・ハガキ：必要事項を記入し、保健福祉総合センター(〒369-1221大字保田原301)あてに郵送してください。9月27日(金)の消印有効です。
・FAX：必要事項を記入し、保健福祉総合センター(581・8544)へ送信してください。番号はお間違えのないようお願いいたします。

○必要事項…住所、氏名、生年月日、年齢、電話番号
・窓口：保健福祉総合センターの窓口へお申し込みください。
その他／電話でのお申し込みはお受けできませんのでご了承ください。「肝炎ウイルス検診」と同時開催の「健康まつり」、「骨粗しょう症検診」については、本誌10月号に詳細を掲載します。
問い合わせ／保健福祉総合センター(☎581・8500)へ。

年金 あれこれ

年金の裁定請求(コウケン)

裁定請求とは、公的年金の老齢基礎年金および老齢厚生年金等を受給するための請求のことです。年金を請求される方の利便性の向上と裁定請求漏れを防ぐために、老齢基礎年金および老齢厚生年金の受給年齢を迎える方を対象に、日本年金機構が管理している年金加入記録等をあらかじめ印字した年金の裁定請求書や年金に関するお知らせが送付されます。
※平成12年の法律改正により老齢厚生年金の開始年齢が61歳以降になる方(60歳に到達時)には、日本年金機構から老齢年金のお知らせが送付されます。

送付時期と送付物

○受給権の到達時の約3カ月前
ア 受給資格があり(納付済期間等が25年以上)、受給権(厚生年金等)が発生する方には、裁定請求書と裁定請求の案内についてのリーフレットが送付されます。
イ 受給資格はあるが厚生年金加入期間が12カ月未満のため65歳で受給権が発生する方には、裁定請求の案内が送付されます。
ウ 受給資格が確認できない方には、加入期間や受給要件を記載

した裁定請求の案内が送付されます。

○65歳到達月のおよそ3カ月前
ア 受給資格はあるが国民年金の期間のみや厚生年金の期間が12カ月未満のため65歳で受給権が発生する方には、裁定請求書と裁定請求の案内についてのリーフレットが送付されます。65歳の誕生日前日以降に手続きをしていただくこととなります。

イ 65歳前に既に受給権がある方でまだ年金を請求されていない方には、裁定請求書と裁定請求の案内についてのリーフレットが送付されます。
問い合わせ／熊谷年金事務所(☎522・5012)、または保険年金課(☎581・2121内線112)へ。

